

事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令改正案 参照条文（法律、政令・・・の順）

- 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）・・・・・・・・・・・・ 1
- 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）・・・・・・・・・・・・ 2
- 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 人事院規則八一一二（職員の任免）（平成二十一年人事院規則八一一二）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 人事院規則八一一八（採用試験）（平成二十三年人事院規則八一一八）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 平成23年人事院公示第18号（人事院規則8—18（採用試験）別表第3国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）の項第1号ロ及び第2号ロ、同表国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）の項ロ(2)、同表国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項ロ(1)及び(2)、同表国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）の項ロ、同表国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））の項、同表皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）の項ロ(1)及び(2)、同表法務省専門職員（人間科学）採用試験の項第1号ロ(2)、第2号ロ(2)、第3号ロ(1)及び(2)、第4号ロ(1)及び(2)並びに第7号ロ(1)及び(2)、同表外務省専門職員採用試験の項ロ(1)及び(2)、同表財務専門官採用試験の項ロ(1)及び(2)、同表国税専門官採用試験の項ロ(2)、同表食品衛生監視員採用試験の項ロ(3)、同表労働基準監督官採用試験の項ロ(2)、同表航空管制官採用試験の項ロ(1)及び(2)、同表皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）の項第1号ロ及び第2号、同表入国警備官採用試験の項第1号ロ及び第2号、同表税務職員採用試験の項ロ、同表航空保安大学校学生採用試験の項ロ、同表海上保安大学校学生採用試験の項ロ、同表海上保安学校学生採用試験の項ロ並びに同表気象大学校学生採用試験の項ロの規定に基づき、人事院の認定に係る受験資格に関し、決定した件）（平成23年4月14日）・・・・・・・・・・・・ 7
- 事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令（防衛省訓令第5号平成24年）・・ 8

○ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）（抄）

（採用の方法）

第三十六条 職員の採用は、競争試験によるものとする。ただし、人事院規則で定める場合には、競争試験以外の能力の実証に基づく試験（以下「選考」という。）の方法によることを妨げない。

（採用候補者名簿による採用）

第五十六条 採用候補者名簿による職員の採用は、任命権者が、当該採用候補者名簿に記載された者の中から、面接を行い、その結果を考慮して行うものとする。

○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）

（隊員の採用）

第三十五条 隊員の採用は、試験によるものとする。ただし、試験以外の能力の実証に基づく選考によることを妨げない。

- 2 前項の試験及び選考その他隊員の採用の方法及び手続に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

○ 自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）（抄）

（隊員の採用）

第二十一条 自衛官（法第四十五条の二第一項の規定により採用される自衛官を除く。）、自衛官候補生、学生、生徒及び予備自衛官補の採用は試験による。ただし、防衛大臣の定める特殊又は高度の技術及び知識を必要とする職務を担当する自衛官並びに国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第二十七条第一項において準用する同法第七条第一項第一号の規定により任期を定めて任用される自衛官（以下「任期付自衛官」という。）並びに当該技術及び知識を有する予備自衛官補に採用する場合は選考によることができる。

- 2 自衛官、自衛官候補生、学生及び生徒以外の隊員（予備自衛官等を除く。）の採用は選考による。ただし、これらの隊員のうち防衛大臣の指定するものについては試験による。

（試験の方法）

第二十二条 隊員の採用試験の方法は、筆記試験、身体検査及び口述試験とする。

- 2 自衛官、自衛官候補生及び予備自衛官補の採用試験において、防衛大臣が必要と認める場合には、前項に規定する試験の方法のほか、適性検査を行うことができる。
- 3 防衛大学の学生の採用試験において、防衛大臣が必要と認める場合には、第一項に規定する試験の方法のほか、適応能力試験、討議試験及び体力試験を行うことができる。

（雑則）

第三十六条 本節に定めるもののほか、試験及び選考の方法及び手続に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

○ 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）（抄）

第六節 職業能力開発総合大学校

第二十七条 職業能力開発総合大学校は、公共職業訓練その他の職業訓練の円滑な実施その他職業能力の開発及び向上の促進に資するため、公共職業訓練及び認定職業訓練（以下「準則訓練」という。）において訓練を担当する者（以下「職業訓練指導員」という。）になろうとする者又は職業訓練指導員に対し、必要な技能及びこれに関する知識を付与することによつて、職業訓練指導員を養成し、又はその能力の向上に資するための訓練（以下「指導員訓練」という。）、職業訓練のうち準則訓練の実施の円滑化に資するものとして厚生労働省令で定めるもの並びに職業能力の開発及び向上に関する調査及び研究を総合的に行うものとする。

2 職業能力開発総合大学校は、前項に規定する業務を行うほか、この法律の規定による職業能力の開発及び向上に関し必要な業務で厚生労働省令で定めるものを行うことができる。

3 国は、職業能力開発総合大学校を設置する。

4 職業能力開発総合大学校でないものは、その名称中に職業能力開発総合大学校という文字を用いてはならない。

5 第十五条の六第二項及び第四項（第二号を除く。）、第十六条第三項（国が設置する公共職業能力開発施設に係る部分に限る。）及び第五項並びに第二十三条第三項の規定は職業能力開発総合大学校について、第十九条から第二十二条までの規定は職業能力開発総合大学校において行う職業訓練について準用する。この場合において、第十五条の六第二項中「当該各号に規定する職業訓練」とあり、及び同条第四項中「第一項各号に規定する職業訓練」とあるのは「第二十七条第一項に規定する業務」と、第二十一条第一項及び第二十二条中「公共職業能力開発施設」とあるのは「職業能力開発総合大学校」と、第二十三条第三項中「公共職業訓練を受ける」とあるのは「指導員訓練（第二十七条第一項に規定する指導員訓練をいう。）又は職業訓練を受ける」と読み替えるものとする。

○ 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）（抄）

第二節 職業能力開発総合大学校

（法第二十七条第一項の厚生労働省令で定める職業訓練）

第三十六条の二 法第二十七条第一項の厚生労働省令で定める準則訓練の実施の円滑化に資する職業訓練（次項において「法第二十七条第一項 訓練」という。）は、第三項に規定する総合課程における特定専門課程の高度職業訓練及び特定応用課程の高度職業訓練であつて、職業能力開発総合大学校において行われる指導員訓練並びに職業能力の開

発及び向上に関する調査及び研究と密接な関連の下に行われるものとする。

- 2 法第二十七条第一項訓練の訓練課程は、高度職業訓練を行う長期間の訓練課程であつて、特定専門課程及び特定応用課程とする。
- 3 前項の特定専門課程を経て同項の特定応用課程を修了するまでの一連の課程を総合課程という。
- 4 前項に規定する総合課程における特定専門課程の高度職業訓練及び特定応用課程の高度職業訓練は、それらの訓練の内容について相互に密接な関連を有しながら体系的に実施するものとする。

(特定専門課程の訓練基準等)

第三十六条の二 二 特定専門課程の高度職業訓練に係る基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 訓練の対象者 高等学校卒業者若しくは中等教育学校卒業者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者であること。

二 教科 その科目が将来職業に必要な高度の技能（専門的かつ応用的な技能を除く。）及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであつて特定応用課程の教科と体系的に実施されるものであること。

三 訓練期間 二年であること。

四 訓練時間 一年につきおおむね千四百時間であり、かつ、総訓練時間が二千八百時間以上であること。

五 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

六 訓練生の数 訓練を行う一単位につき四十人以下であること。

七 職業訓練指導員 訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数であること。この場合において、次のいずれかに該当する者を一名以上配置するものであること。

イ 第四十八条の二第三項第一号、第四号若しくは第五号に該当する者又は同項第三号に該当する者で博士の学位（外国において授与されたこれに該当する学位も含む。）を有するもの

ロ 研究所、試験所等に十年以上在職し、研究上の業績があり、かつ、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められる者

ハ 厚生労働大臣が定める職業訓練施設において指導の経験を有する者であつて、特に優れた技能又は専門的な知識を有すると認められるもの

八 試験 学科試験及び実技試験に区分し、訓練期間一年以内ごとに一回行うこと。

2 別表第六の規定は、特定専門課程の高度職業訓練について準用する。

3 前項において準用する別表第六の訓練科の欄に定める訓練科に係る訓練については、第一項各号に定めるところによるほか、同表に定めるところにより行われるものを標準とする。

(特定応用課程の訓練基準等)

第三十六条の二の三 特定応用課程の高度職業訓練に係る基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 訓練の対象者 特定専門課程を修了した者であること。
 - 二 教科 その科目が将来職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであつて特定専門課程の教科と体系的に実施されるものであること。
 - 三 訓練期間 二年であること。
 - 四 訓練時間 一年につきおおむね千四百時間であり、かつ、総訓練時間が二千八百時間以上であること。
 - 五 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。
 - 六 訓練生の数 訓練を行う一単位につき四十人以下であること。
 - 七 職業訓練指導員 訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数であること。この場合において、次のいずれかに該当する者を一名以上配置するものであること。
 - イ 第四十八条の二第三項第一号、第四号若しくは第五号に該当する者又は同項第三号に該当する者で博士の学位（外国において授与されたこれに該当する学位を含む。）を有するもの
 - ロ 研究所、試験所等に十年以上在職し、研究上の業績があり、かつ、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められる者
 - ハ 厚生労働大臣が定める職業訓練施設において指導の経験を有する者であつて、特に優れた技能又は専門的な知識を有すると認められるもの
 - 八 試験 学科試験及び実技試験に区分し、訓練期間一年以内ごとに一回行うこと。
- 2 別表第七の規定は、特定応用課程の高度職業訓練について準用する。
- 3 前項において準用する別表第七の訓練科の欄に定める訓練科に係る訓練については、第一項各号に定めるところによるほか、同表に定めるところにより行われるものを標準とする。

○ 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）（抄）

(国際平和協力業務等の実施)

第九条 協力隊は、実施計画及び実施要領に従い、国際平和協力業務を行う。

- 2 協力隊の隊員は、第二条第一項の規定の趣旨にかんがみ、第四条第二項第三号に掲げる事務に従事するに当たり、国際平和協力業務が行われる現地の状況の変化に応じ、同号の事務が適切に実施される上で有益であると思われる情報及び資料の収集に積極的に努めるものとする。
- 3 海上保安庁長官は、実施計画に定められた第六条第五項の国際平和協力業務について本部長から要請があった場合には、実施計画及び実施要領に従い、海上保安庁の船舶又は航空機の乗組員たる海上保安庁の職員に、当該船舶又は航空機を用いて国際平和協力

業務を行わせることができる。

- 4 防衛大臣は、実施計画に定められた第六条第六項の国際平和協力業務について本部長から要請があった場合には、実施計画及び実施要領に従い、自衛隊の部隊等に国際平和協力業務を行わせることができる。
- 5 前二項の規定に基づいて国際平和協力業務が実施される場合には、第三項の海上保安庁の職員又は前項の自衛隊の部隊等に所属する自衛隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。以下同じ。）は、それぞれ、実施計画及び実施要領に従い、当該国際平和協力業務に従事するものとする。
- 6 協力隊は、外務大臣の指定する在外公館と密接に連絡を保つものとする。
- 7 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、国際平和協力業務の実施のため必要な協力を行うものとする。

○ 人事院規則八—一二（職員の任免）（平成二十一年人事院規則八—一二）（抄）

（採用試験による職員の採用）

第八条 職員の採用は、第十八条の規定により選考によることが認められている場合を除き、補充しようとする官職を対象として行われた採用試験（職員を採用するための競争試験をいう。以下同じ。）の結果に基づいて作成された法第五十条に規定する採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載された者の中から、法第五十六条に規定する面接（以下この款において「面接」という。）を行い、その結果を考慮して行うものとする。

2 （略）

（任命しようとする者の通知）

第十七条 任命権者は、第八条又は第九条の規定に基づき名簿に記載されている者の中から任命しようとする者を選択した場合には、その者の氏名その他人事院が定める事項を速やかに名簿管理者に通知するものとする。

2 （略）

○ 人事院規則八—一八（採用試験）（平成二十三年人事院規則八—一八）（抄）

（採用試験の種類等）

第三条 採用試験の種類は、民間企業等における勤務経験等を有する者を職員として採用するための競争試験として人事院が定める採用試験（以下「経験者採用試験」という。）のほか、次に掲げるとおりとする。

- 一 国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）
- 二 国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）
- 三 国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）
- 四 国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）
- 五 国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））

- 六 皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）
- 七 法務省専門職員（人間科学）採用試験
- 八 外務省専門職員採用試験
- 九 財務専門官採用試験
- 十 国税専門官採用試験
- 十一 食品衛生監視員採用試験
- 十二 労働基準監督官採用試験
- 十三 航空管制官採用試験
- 十四 皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）
- 十五 刑務官採用試験
- 十六 入国警備官採用試験
- 十七 税務職員採用試験
- 十八 航空保安大学校学生採用試験
- 十九 海上保安大学校学生採用試験
- 二十 海上保安学校学生採用試験
- 二十一 気象大学校学生採用試験

（受験資格）

第八条 第三条第一項各号に掲げる採用試験（第四条第一項に掲げる採用試験にあつては、区分試験）の受験資格は、別表第三に定める。

- 2 人事院は、別表第三に掲げる受験資格のうち、人事院の認定に係るものについて認定した場合には、当該認定した受験資格を官報により告知しなければならない。
- 3 経験者採用試験（第四条第二項の規定により区分された場合にあつては、区分試験）の受験資格は、人事院が定める。

別表第三 採用試験の受験資格（第八条関係）（抜粋）

採用試験の種類	区分試験	受験資格
国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）	全ての区分試験	次に掲げる者 イ 試験年度の四月一日における年齢が二十一歳以上三十歳未満の者 ロ 試験年度の四月一日における年齢が二十一歳未満の者で次に掲げるもの （１） 大学を卒業した者及び試験年度の三月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者 （２） 学校教育法に基づく短期大学（以下単に「短期大学」という。）又は同法に基づく高等専門学校（以下単に「高等専門学校」という。）を卒業した者及び試験年度の三

		月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者
--	--	--

○ 平成23年人事院公示第18号（人事院規則8—18（採用試験）別表第3国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）の項第1号口及び第2号口、同表国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）の項口(2)、同表国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項口(1)及び(2)、同表国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）の項口、同表国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））の項、同表皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）の項口(1)及び(2)、同表法務省専門職員（人間科学）採用試験の項第1号口(2)、第2号口(2)、第3号口(1)及び(2)、第4号口(1)及び(2)並びに第7号口(1)及び(2)、同表外務省専門職員採用試験の項口(1)及び(2)、同表財務専門官採用試験の項口(1)及び(2)、同表国税専門官採用試験の項口(2)、同表食品衛生監視員採用試験の項口(3)、同表労働基準監督官採用試験の項口(2)、同表航空管制官採用試験の項口(1)及び(2)、同表皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）の項第1号口及び第2号、同表入国警備官採用試験の項第1号口及び第2号、同表税務職員採用試験の項口、同表航空保安大学校学生採用試験の項口、同表海上保安大学校学生採用試験の項口、同表海上保安学校学生採用試験の項口並びに同表気象大学校学生採用試験の項口の規定に基づき、人事院の認定に係る受験資格に関し、決定した件）（平成23年4月14日）（抄）

4 規則別表第3国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項口(2)に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、次に掲げる者とする。

- 一 学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち、修業年限が2年以上であり、かつ、1,600時間以上の授業の履修を義務付けている課程であって、当該履修の成果が授業科目の目標に達していることを筆記試験その他の方法により認められることを修了の要件とするものを修了した者及び試験年度の3月までに当該課程を修了する見込みの者
- 二 農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第7条第1項第5号に掲げる事業等を行う農業者研修教育施設（修業年限2年以上のものに限る。）の卒業者及び試験年度の3月までに当該農業者研修教育施設を卒業する見込みの者
- 三 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第1項若しくは第2項の規定に基づき国若しくは都道府県が設置した職業能力開発短期大学校若しくは職業能力開発大学校の専門課程（以下この号において「短期大学校等の専門課程」という。）又は同法第27条に規定する職業能力開発総合大学校の特定専門課程（職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第60号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた職業訓練（専門課程の高度職業訓練に限る。）の訓練課程を含む。以下この号において同じ。）を修了した者及び試験年度の3月までに短期大学校等の専門課程又は当該特定専門課程を修了する見込みの者

- 四 森林法施行令（昭和26年政令第276号）第9条の規定に基づき農林水産大臣が指定する教育機関（修業年限2年以上のものに限る。）の卒業者及び試験年度の3月までに当該教育機関を卒業する見込みの者
- 五 学校教育法施行規則第155条第2項第3号から第5号までに規定する課程を修了した者及び試験年度の3月までに当該課程を修了する見込みの者
- 六 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構において、園芸又は茶業に必要な学理及び技術の修得を目的として行う長期研修の課程（研修期間2年以上のものに限る。）の卒業者及び試験年度の3月までに当該課程を卒業する見込みの者
- 七 都道府県の条例等の規定に基づく農業講習所（修業年限2年以上のものに限る。）の卒業者及び試験年度の3月までに当該農業講習所を卒業する見込みの者

○ 事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令（防衛省訓令第5号平成24年）

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 採用の方法（第3条―第5条）

第3章 採用試験

第1節 採用試験の名称、受験資格等（第6条―第9条）

第2節 試験管理事務局等（第10条―第15条） 第3節 採用試験の実施（第16条―第31条）

第4節 採用試験に対する協力（第32条）

第4章 採用候補者

第1節 採用候補者名簿（第33条―第35条）

第2節 採用候補者の提示等（第36条・第37条）

第5章 選考（第38条―第40条）

第6章 委任規定（第41条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、事務官等の採用の方法及び手続について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事務官等 防衛省の事務次官、書記官、部員、事務官、技官、教官その他の職員で、防衛大臣補佐官、自衛官、自衛官候補生、予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第15条第1項の教育訓練又は同法第16条第1項の教育訓練を受けている者をいう。）、生徒（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第25条第5項の教育訓練を受けている者をいう。）、任期付隊員（同法第36条の2各項の規定により採用された職員をいう。）、任期付研究員（同法第36条の6第1項の規定により採用され

た職員をいう。)及び非常勤の者でないものをいう。

- (2) 採用試験 事務官等を採用するために防衛省が実施する競争試験をいう。
- (3) 任命権者 自衛隊法第31条第1項の規定により事務官等の任免について権限を有する者をいう。
- (4) 行政職俸給表(一) 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第6条第1項第1号イに規定する行政職俸給表(一)をいう。
- (5) 研究職俸給表 一般職の職員の給与に関する法律第6条第1項第7号に規定する研究職俸給表をいう。
- (6) 国家公務員採用試験 人事院規則8-18(採用試験)第3条第1項第1号から第5号までに掲げる試験をいう。

第2章 採用の方法

(国家公務員採用試験による選考)

第3条 別表第1の左欄に掲げる官職に補充される事務官等の採用は、選考による。

- 2 前項の選考は、別表第1の左欄に掲げる官職についてそれぞれ同表の右欄に掲げる国家公務員採用試験の結果に基づいて作成された国家公務員法(昭和22年法律第120号)第50条に規定する採用候補者名簿に記載された者(以下「国家公務員採用試験合格者」という。)を対象として実施する。

(採用試験)

第4条 行政職俸給表(一)の職務の級1級の官職のうち次に掲げる官職(以下「試験対象官職」という。)に補充される事務官等の採用は、採用試験による。

- (1) 特定の語学に係る高度の能力を用いて業務に従事することを職務とする官職
- (2) 国際関係に係る高度の専門的知識及び特定の語学に係る高度の能力を用いて業務に従事することを職務とする官職

(国家公務員採用試験によらない選考)

第5条 別表第1の左欄に掲げる官職又は試験対象官職以外の官職に補充される事務官等の採用は、選考による。

- 2 別表第1の左欄に掲げる官職のうち次に掲げる官職に補充される事務官等の採用は、第3条の規定にかかわらず、国家公務員採用試験によらない選考によることができる。
 - (1) 国家公務員採用試験合格者から十分な採用候補者が得られなかったため、補充できない官職
 - (2) 職務と責任の特殊性により、職務の遂行能力について事務官等の順位の判定が困難な官職
 - (3) 防衛省の職員以外の国家公務員の職、地方公務員の職、沖縄振興開発金融公庫に属する職その他これらに準ずる職に現に正式に就いている者をもって補充しようとする官職であって、その者が現に就いている職と同等以下と防衛大臣が認めるもの
 - (4) かつて事務官等であった者をもって補充しようとする官職であって、その者がかつて正式に任用されていた官職の職務の複雑と責任の度が同等以下と認められるもの
 - (5) 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号)第27条第1項において準用する同法第7条第1項第1号又は第23条第1項の規定により任期を定めて採用する者をもって補充しようとする官職

(6) 前各号に掲げるもののほか、国家公務員採用試験合格者を対象とした選考によることが不相当であると防衛大臣が認める官職

3 試験対象官職のうち次に掲げる官職に補充される事務官等の採用は、前条の規定にかかわらず、選考によることができる。

(1) 採用試験を行っても十分な競争者が得られないことが予想される官職

(2) 採用試験を行っても十分な採用候補者が得られなかったため、補充できない官職

(3) 防衛省の職員以外の国家公務員の職、地方公務員の職、沖縄振興開発金融公庫に属する職その他これらに準ずる職に現に正式に就いている者をもって補充しようとする官職であって、その者が現に就いている職と同等以下と防衛大臣が認めるもの

(4) かつて事務官等であった者をもって補充しようとする官職であって、その者がかつて正式に任用されていた官職の職務の複雑と責任の度が同等以下と認められるもの

(5) 国家公務員の育児休業等に関する法律第27条第1項において準用する同法第7条第1項第1号又は第23条第1項の規定により任期を定めて採用する者をもって補充しようとする官職

(6) 前各号に掲げるもののほか、採用試験によることが不相当であると防衛大臣が認める官職

第3章 採用試験

第1節 採用試験の名称、受験資格等

(採用試験の名称)

第6条 採用試験の名称は、防衛省専門職員採用試験とする。

(試験区分等)

第7条 採用試験の試験区分並びに試験区分に応じた対象となる官職、筆記試験の種目及び専門試験の出題分野は、別表第2のとおりとする。

(採用試験の程度)

第8条 採用試験により判定する知識、技術又はその他

の能力の程度は、人事院規則8-18（採用試験）第3条第3項第2号に掲げる試験の例による。

(受験資格)

第9条 採用試験の受験資格は、別表第3のとおりとする。

2 自衛隊法第38条第1項の規定に該当する者は、採用試験を受けることができない。

第2節 試験管理事務局等

(試験管理事務局)

第10条 採用試験を実施する場合には、採用試験の管理、監督等を行う機関として、大臣官房に試験管理事務局を置く。

2 試験管理事務局の長は、試験管理事務局長とし、大臣官房長をもって充てる。

(試験実施機関)

第11条 採用試験を実施する場合には、大臣官房及び防衛大臣の指定する地方防衛局(地方防衛支局を含む。)又はその他の機関(次項において「地方防衛局等」という。)に、試験実施機関を置く。

2 試験実施機関の長は、大臣官房長及び当該機関の置かれる地方防衛局等の長とする。

(試験管理事務局の事務)

第12条 試験管理事務局においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 採用試験の実施の基本に関すること。
- (2) 試験問題の作成に関すること。
- (3) 受験申込書の受理に関すること。
- (4) 合格者の決定に関すること。
- (5) 第33条第1項に規定する採用候補者名簿の作成、管理及び提示に関すること。
- (6) 試験実施機関に対する指導、調整及び監督に関すること。

(試験実施機関の事務)

第13条 試験実施機関においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 採用試験の周知に関すること。
- (2) 試験場の設置に関すること。
- (3) 筆記試験、口述試験及び身体検査の実施に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、試験管理事務局長の定める事務

2 試験実施機関の長は、その所掌する事務の一部を他の試験実施機関の長に委託することができる。

(採用試験に関する報告)

第14条 試験実施機関の長は、採用試験に関する次に掲げる事項について、試験管理事務局長に報告しなければならない。

- (1) 第1次試験の状況
- (2) 第2次試験の状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、試験管理事務局長が必要と認める事項

(採用試験に関する秘密の保持)

第15条 採用試験に関する事務に従事する職員は、採用試験に関する秘密を、細心の注意をもって保持しなければならない。

第3節 採用試験の実施

(採用試験の実施計画)

第16条 次の各号に掲げる者は、試験管理事務局長の定めるところにより、当該各号に定める機関又は自衛隊における別表第2の対象となる官職の欄に掲げる官職に補充される事務官等の採用予定者数について、同表の左欄に掲げる試験区分別に試験管理事務局長に通知するものとする。

- (1) 大臣官房長 内部部局及び地方防衛局
- (2) 防衛大学校長 防衛大学校
- (3) 防衛医科大学校長 防衛医科大学校
- (4) 防衛研究所長 防衛研究所
- (5) 統合幕僚長 統合幕僚監部及び統合幕僚学校
- (6) 陸上幕僚長 陸上自衛隊（自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部を含む。）
- (7) 海上幕僚長 海上自衛隊（海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）
- (8) 航空幕僚長 航空自衛隊（航空幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）

- (9) 情報本部長 情報本部
- (10) 技術研究本部長 技術研究本部
- (11) 装備施設本部長 装備施設本部
- (12) 防衛監察監 防衛監察本部

2 試験管理事務局長は、前項の通知に基づいて、採用試験の実施計画を作成し、防衛大臣の承認を受けるものとする。

(採用試験の告知)

第17条 試験管理事務局長は、採用試験を実施する場合には、あらかじめ次に掲げる事項について官報により告知するものとする。

- (1) 採用試験の名称及び試験区分
- (2) 試験対象官職の職務と責任の概要
- (3) 受験資格
- (4) 採用試験の方法並びに筆記試験の種目及び専門試験の出題分野
- (5) 採用試験の実施時期及び試験地
- (6) 合格者の発表の時期及び方法
- (7) 第33条第1項に規定する採用候補者名簿への記載及び当該名簿からの採用方法
- (8) 採用試験の結果に基づいて採用された場合の初任給その他の給与
- (9) 受験申込書の入手及び提出の方法、それらの時期その他受験に必要な事項

(採用試験の周知)

第18条 試験実施機関の長は、採用試験を実施する場合には、新聞、放送、インターネットその他適切な手段により、受験資格を有する者に、前条各号に掲げる事項を周知させるように努めなければならない。

(受験申込書の受理)

第19条 試験管理事務局長は、受験申込書の提出を受けた場合には、これを審査し、受験の申込みに必要な要件を満たしていると認めたときは、当該受験申込書を受理しなければならない。

(受験票の交付)

第20条 試験管理事務局長は、受験申込書を受理した場合には、受験申込者に受験票を交付するものとする。

(受験申込書の返却)

第21条 試験管理事務局長は、受験申込書を受理しなかった場合には、その理由を付して、当該受験申込書を受験申込者に返却しなければならない。

(受験申込書の記載内容の変更)

第22条 受験申込書の記載内容の変更は、やむを得ない場合を除き、申込受付期間までに申出があった場合に限り認めることができる。

(採用試験の方法)

第23条 採用試験は、第1次試験及び第2次試験に区分し、第1次試験においては筆記試験を、第2次試験においては口述試験及び身体検査を行うものとする。

2 第2次試験は、第1次試験の合格者について実施するものとする。

(第1次試験合格者への通知)

第24条 試験管理事務局長は、第1次試験の合格者に対して、第2次試験の実施の日時、試験場その他の受験に必要な事項を通知するものとする。

(試験管理者)

第25条 試験実施機関の長は、試験場ごとに試験管理者を指名する。

2 試験管理者は、当該試験場における採用試験の実施を管理する。

(試験場の変更)

第26条 試験管理者は、当該試験場で採用試験を実施することが著しく困難となった場合であって、緊急を要するときは、異なる場所において採用試験を実施することができる。この場合において、試験管理者は、直ちに試験実施機関の長にその旨を報告するものとする。

(受験の拒否等)

第27条 次に掲げる者については、受験を無効とする。

(1) 不正の手段により、採用試験を受け、又は受けようとした者

(2) 法令に違反し、又は試験管理者の指示に従わない者

(3) その他採用試験の適正な実施を妨げた者

2 試験管理者は、前項各号に掲げる者に対し、試験場からの退場を命ずるものとする。

(再試験の実施)

第28条 試験管理事務局長は、天災その他やむを得ない理由により採用試験の全部又は一部を実施することができなかった場合であって、特に必要があると認めるときは、新たに日時、試験地及び試験場を定めて再試験（当該採用試験の全部又は一部を再び実施することをいう。以下この条において同じ。）を実施することができる。

2 前項の規定は、答案等の判定資料の滅失等やむを得ない理由により受験者の成績等が判定できない場合の再試験について準用する。

3 試験管理事務局長は、前2項の規定により再試験を実施する場合には、その旨を受験申込者に通知しなければならない。この場合において、必要に応じ、再試験の実施を官報により告知するものとする。

(基準)

第29条 筆記試験、口述試験及び身体検査の判定基準は、試験管理事務局長が定める。

(合格者)

第30条 試験管理事務局長は、第1次試験の受験者であって前条の筆記試験の判定基準に達したものについて、筆記試験の成績により、試験区分別の採用予定者数等を勘案して必要と認められる数の第1次試験の合格者を決定するものとする。

2 試験管理事務局長は、第2次試験の受験者であって前条の口述試験及び身体検査の判定基準に達したものについて、筆記試験、口述試験及び身体検査の成績を総合して得られた結果により、試験区分別の採用予定者数等を勘案して必要と認められる数の最終の合格者を決定するものとする。

(合格者の発表)

第31条 試験管理事務局長は、第1次試験の合格者又は最終の合格者を決定した場合に

は、書面で合格者に通知するとともに、その受験番号及び試験地を、所定の場所における掲示、インターネットの利用その他適切な方法により発表するものとする。

第4節 採用試験に対する協力

第32条 試験管理事務局長は、採用試験の実施に関し、次に掲げる者に協力を求めることができる。

- (1) 防衛大学校長
- (2) 防衛医科大学校長
- (3) 防衛研究所長
- (4) 統合幕僚長
- (5) 陸上幕僚長
- (6) 海上幕僚長
- (7) 航空幕僚長
- (8) 情報本部長
- (9) 技術研究本部長
- (10) 装備施設本部長
- (11) 防衛監察監

第4章 採用候補者

第1節 採用候補者名簿

(採用候補者名簿の作成等)

第33条 試験管理事務局長は、第30条第2項の規定により採用試験の最終の合格者を決定した後、直ちに、採用試験の試験区分別に、当該合格者について採用候補者として記載した採用候補者名簿を作成するものとする。

2 前項の規定により作成された採用候補者名簿（以下単に「名簿」という。）は、作成された日からその効力を生ずる。

3 名簿の作成後は、次条及び第35条の場合を除き、記載された事項を訂正し、又は変更を行ってはならない。

4 名簿は、名簿の効力が発生した日から起算して1年を経過する日まで有効とする。

(採用候補者の削除)

第34条 試験管理事務局長は、採用候補者が次のいずれかに該当する場合においては、これを名簿から削除するものとする。

- (1) 採用された場合
- (2) 採用される意思のない旨の申出があった場合
- (3) 自衛隊法第38条第1項に該当することとなった場合
- (4) 死亡した場合

(名簿の訂正)

第35条 試験管理事務局長は、名簿の記載事項に明白な誤り又は変更があった場合には、速やかに名簿の訂正を行なわなければならない。

第2節 採用候補者の提示等

(提示)

第 36 条 試験管理事務局長は、任命権者の求めに応じ、名簿を提示するものとする。

(採用等の結果の通知)

第 37 条 任命権者は、提示を受けた採用候補者について、その採用（採用内定を含む。）

又は不採用その他必要と認める事項を試験管理事務局長に通知しなければならない。

第 5 章 選考

(選考委員会)

第 38 条 防衛大臣が指定する機関に、選考委員会を置く。

(選考)

第 39 条 選考は、当該選考により補充しようとする官職に係る任命権者が行う。ただし、防衛大臣が別に定める官職への選考は、選考委員会が行うものとする。

(国家公務員採用試験等に準ずる選考)

第 40 条 任命権者又は選考委員会は、次の各号に掲げる場合であつて、国家公務員採用試験による選考により採用する者若しくは採用試験により採用する者との均衡又は充てようとする官職の特殊性から必要と認めるときは、充てようとする官職に必要な知識、技術又はその他の能力に応じて、国家公務員採用試験又は採用試験の程度に準ずる選考を行うものとする。

(1) 第 5 条第 2 項の規定により同項第 1 号又は第 6 号に掲げる官職に充てる事務官等を採用する場合

(2) 第 5 条第 3 項の規定により同項第 1 号、第 2 号又は第 6 号に掲げる官職に充てる事務官等を採用する場合

2 前項の選考を行うときは、あらかじめ防衛大臣の承認を受けるものとする。

第 6 章 委任規定

第 41 条 この訓令の実施に関し必要な事項は、大臣官房長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成 24 年 3 月 日から施行する。

(経過措置)

2 任命権者は、この訓令の施行の日前に人事院規則 8-18-23（人事院規則 8-18（採用試験）の全部を改正する人事院規則）による改正前の人事院規則 8-18（採用試験）第 17 条の規定により告知された試験の結果に基づいて作成されこの訓令の施行の際現に有効な採用候補者名簿又はこの訓令による改正前の事務官等の採用試験等に関する訓令第 19 条の規定により告知された採用試験の結果に基づいて作成されこの訓令の施行の日の前日において現に有効な採用候補者名簿に記載された者の中から、なお従前の例により事務官等を採用することができる。

(防衛副大臣の代決、防衛事務次官の専決及び代決並びに防衛省内部部局における専決及び代決に関する訓令の一部改正)

3 防衛副大臣の代決、防衛事務次官の専決及び代決並びに防衛省内部部局における専決及び代決に関する訓令（昭和 35 年防衛庁訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 5 号中「事務官等の採用試験等に関する訓令（昭和 46 年防衛庁訓令第 14 号）第 10 条」を「事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令（平成 24 年防衛省

訓令第 号) 第 11 条」に、「及び地区試験実施機関を置く機関」を「を置く地方防衛局」に、「第 18 条」を「第 16 条第 2 項」に、「試験区分の指定」を「試験区分の設定」に改める。

別表第 3 第 1 項の表秘書課の項第 23 号中「事務官等の採用試験等に関する訓令第 3 条第 4 号及び第 7 号」を「事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令第 5 条第 2 項第 3 号及び第 6 号並びに同条第 3 項第 3 号及び第 6 号」に、「第 41 条」を「第 38 条」に、「第 43 条第 2 項に規定する採用試験」を「第 40 条第 2 項に規定する国家公務員採用試験及び採用試験の程度」に改める。

(検討)

- 4 大臣官房秘書課は、この訓令の施行後 1 年を経過した場合において、この訓令の施行の状況を勘案し、この訓令の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表第 1 (第 3 条関係)

官職	国家公務員採用試験
行政職俸給表(一)の職務の級 2 級の官職及び研究職俸給表の職務の級 2 級の官職のうち、主として政策の企画立案等の高度の知識、技術又は経験を必要とする業務に従事することを職務とする官職	人事院規則 8-18 (採用試験) 第 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる試験
行政職俸給表(一)の職務の級 1 級の官職及び研究職俸給表の職務の級 1 級の官職のうち、主として事務処理等の定型的な業務に従事することを職務とする官職(第 4 条各号に掲げる官職を除く。)	人事院規則 8-18 (採用試験) 第 3 条第 1 項第 3 号から第 5 号までに掲げる試験

別表第 2 (第 7 条関係)

試験区分	対象となる官職	筆記試験の種目	専門試験の出題分野
語学 (英語)	主として英語に係る高度の能力を用いて業務に従事することを職務とする官職	基礎能力試験 専門試験(多肢選択式又は記述式) 論文試験(一般論文又は時事論文)	英文和訳、和文英訳及び英文法
語学 (ロシア語)	主としてロシア語に係る高度の能力を用いて業務に従事することを職務とする官職		露文和訳、和文露訳及び露語文法

語 学 (中国語)	主として中国語に係る高度の能力を用いて業務に従事することを職務とする官職	中文和訳、和文中訳及び中国語文法
語 学 (朝鮮語)	主として朝鮮語に係る高度の能力を用いて業務に従事することを職務とする官職	朝文和訳、和文朝訳及び朝鮮語文法
国際関係 (英語)	主として国際関係に係る高度の専門的知識及び英語に係る高度の能力を用いて業務に従事することを職務とする官職	国際関係論、安全保障論、外交史、国際政治学、国際機構論、比較政治学、国際法、国際経済学、英文和訳、和文英訳及び英文法
国際関係 (ロシア語)	主として国際関係に係る高度の専門的知識及びロシア語に係る高度の能力を用いて業務に従事することを職務とする官職	国際関係論、安全保障論、外交史、国際政治学、国際機構論、比較政治学、国際法、国際経済学、露文和訳、和文露訳及び露語文法
国際関係 (中国語)	主として国際関係に係る高度の専門的知識及び中国語に係る高度の能力を用いて業務に従事することを職務とする官職	国際関係論、安全保障論、外交史、国際政治学、国際機構論、比較政治学、国際法、国際経済学、中文和訳、和文中訳及び中国語文法
国際関係 (朝鮮語)	主として国際関係に係る高度の専門的知識及び朝鮮語に係る高度の能力を用いて業務に従事することを職務とする官職	国際関係論、安全保障論、外交史、国際政治学、国際機構論、比較政治学、国際法、国際

		経済学、朝文和訳、 和文朝訳及び朝鮮 語文法
--	--	------------------------------

- 1 試験管理事務局長は、この表に定める試験区分のほか、あらかじめ防衛大臣の承認を受けて必要と認める試験区分を設けその対象となる官職、筆記試験の種目及び専門試験の出題分野を定めることができる。
- 2 試験管理事務局長は、あらかじめ防衛大臣の承認を受けてこの表に定める専門試験の出題分野を必要に応じて変更することができる。

別表第3（第9条関係）

次に掲げる者で日本国籍を有するもの

- 1 第17条の規定により告知された採用試験の第1次試験の日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）（以下「試験年度」という。）の4月1日における年齢が21歳以上30歳未満の者
- 2 試験年度の4月1日における年齢が21歳未満の者で次に掲げるもの
 - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（以下「大学」という。）を卒業した者及び試験年度の3月までに大学を卒業する見込みの者並びにこれらの者と同等の資格があると認められる次に掲げる者
 - イ 学校教育法第102条第2項の規定に基づき大学院に入学したことのがある者
 - ロ 学校教育法第104条第4項第1号の規定に基づき学士の学位を授与された者
 - ハ 学校教育法第104条第4項第2号に規定する課程を修了した者及び試験年度の3月までに当該課程を修了する見込みの者
 - ニ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項第2号から第4号までに規定する課程を修了した者及び試験年度の3月までに当該課程を修了する見込みの者
 - ホ 学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち、学校教育法施行規則第155条第1項第5号の規定に基づき文部科学大臣が指定した課程を修了した者（同号の規定に基づき文部科学大臣が定める日以後に修了した者に限る。）及び試験年度の3月までに当該課程を修了する見込みの者
 - (2) 学校教育法に基づく短期大学（以下「短期大学」という。）又は同法に基づく高等専門学校（以下「高等専門学校」という。）を卒業した者及び試験年度の3月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びにこれらの者と同等の資格があると認められる次に掲げる者
 - イ 学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち、修業年限が2年以上であり、かつ、1,600時間以上の授業の履修を義務付けている課程であって、当該履修の成果が授業科目の目標に達していることを筆記試験その他の方法により認められることを修了の要件とするものを修了した者及び試験年度の3月までに当該専門課程を修了する見込みの者
 - ロ 農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第7条第1項第5号に掲げる事業等を行う農業者研修教育施設（修業年限2年以上のものに限る。）の卒業者及び試

- 験年度の３月までに当該農業者研修教育施設を卒業する見込みの者
- ハ 職業能力開発促進法（昭和４４年法律第６４号）第１６条第１項又は第２項の規定に基づき国又は都道府県が設置した職業能力開発短期大学校若しくは職業能力開発大学校又は同法第２７条に規定する職業能力開発総合大学校の専門課程の卒業者及び試験年度の３月までに当該専門課程を卒業する見込みの者
- ニ 森林法施行令（昭和２６年政令第２７６号）第９条の規定に基づき農林水産大臣が指定する教育機関（修業年限２年以上のものに限る。）の卒業者及び試験年度の３月までに当該教育機関を卒業する見込みの者
- ホ 学校教育法施行規則第１５５条第２項第３号から第５号までに規定する課程を修了した者及び試験年度の３月までに当該課程を修了する見込みの者
- ヘ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構において、園芸又は茶業に必要な学理及び技術の修得を目的として行う長期研修の課程（研修期間２年以上のものに限る。）の卒業者及び試験年度の３月までに当該課程を卒業する見込みの者
- ト 都道府県の条例等の規定に基づく農業講習所（修業年限２年以上のものに限る。）の卒業者及び試験年度の３月までに当該農業講習所を卒業する見込みの者